

建材マンスリー

Kenzai Monthly

特集

進む省エネ・低炭素化

2013年度住宅関連施策 を読み解く

好木心

二重螺旋を上って下る会津さざえ堂
(福島県会津若松市)

付加価値創造に挑戦! 注目企業を訪ねる

及源鑄造株式会社

今月のニュース

建材マンスリー資料室





特集 進む省エネ・低炭素化

2013年度 住宅関連施策を読み解く

住宅の新しい「省エネルギー基準」が、10月から施行される。改正された省エネ基準は、「一次エネルギー消費量」が評価基準の指標となる。2020年までの省エネ基準適合義務化に向け、いよいよ住宅の「低炭素化」、「ゼロ・エネルギー化」に拍車がかかる。今号では、2013年度の住宅関連施策を概観するとともに、「改正省エネ基準」の概要、消費税率アップと住宅購入の関係などを紹介する。

*下記の表は、2月末時点の情報に基づいており、まだ確定していない内容も一部含まれます(2013年度予算の国会審議の動向により内容が変わる場合があります)。*予算金額に達した場合、予定よりも早期に終了する場合があります。

住宅取得優遇策一覧

2012年

2013年

4月1日

2014年

4月1日

カテゴリー	施策名	2012年	2013年	2014年	備考
エコ&エネルギー	省エネ住宅に関する優遇	ゼロ・エネルギー住宅 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業(国土交通省) ●補助率:費用の 1/2 ●補助金上限: 165万円/戸 (中小工務店) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業(経済産業省) ●補助率:費用の 1/2 ●補助金上限: 350万円/戸 (建築主・所有者)	2012年6月22日までの公募申込 2012年9月4日までの公募申込	* 継続 の予定。公募時期は未定。補助金上限は変更の可能性あり *経済産業省の支援事業に、高性能断熱材等を導入したりリフォームに対する補助が追加。補助率は1/3になる見込み	
	省エネ設備に関する優遇	太陽光発電の固定価格買取制度 ●買取価格: 42円/kWh (10kW未満の住宅用)	2013年3月31日までの手続終了	* 継続 の予定。買取価格単価は引き下げられる見通し	
		太陽光発電システム導入補助金 ●補助金: 3.5万円/kW (1kW当たりの補助対象経費が3.5万円超~47.5万円) ●補助金: 3万円/kW (1kW当たりの補助対象経費が47.5万円超~55万円)	2013年3月29日までの申込	* 継続 の予定。補助金額、応募期日などについては未定	
		定置用リチウムイオン蓄電池導入補助金 ●補助率:蓄電システム機器費用の 1/3 ●補助金上限: 100万円 (個人)		2013年12月末までの予約申請	
		HEMS導入補助金 ●補助金: 10万円 *10万円を下回る場合は、1,000円以下を切り捨てた金額 *申請金額が予算に達した場合は終了 *補助額は2013年度に引き下げの予定		2014年1月末までの申請	
		エネファーム導入補助金 ●補助率: 1/2 ●補助金上限: 50万円	●補助率: 1/2 ●補助金上限: 45万円 2013年3月29日までの申込	* 継続 の予定。補助金上限については未定	
住宅ローンに関する金利優遇	[フラット35]S	●[フラット35]Sエコ:当初 5年間 の金利を 0.7% 引き下げ ●[フラット35]Sベーシック:金利を 0.3% 引き下げ Aプラン(当初 10年間)、Bプラン(当初 5年間)	2012年10月31日までの申込 2013年3月31日までの申込	*[フラット35]Sとして 継続 予定。詳細は未定 *2012年12月4日以後に受け取る[フラット]35S(Aプラン)の省エネ性能基準に「認定低炭素住宅」を追加	
	住宅・建築物の省エネ改修	住宅・建築物の省エネ改修		●補助率:費用の 1/3 ●補助金上限: 50万円/戸 (住宅) *緊急推進事業として2012年度補正予算に50億円計上 ● バリアフリー改修 を併せて行う場合は限度額に 25万円 を加算 *2013年度は補助対象に 耐震改修 がプラスされて継続の予定	
リフォーム	耐震改修に関する支援	耐震改修促進事業 ●住宅の耐震診断の助成:国と地方公共団体で 2/3 ●住宅の耐震改修、建て替えの助成:国と地方公共団体で 23%	2013年度末まで、国と地方で 30万円/戸 を加算		
	地域材活用促進	地域型住宅ブランド化 ●補助率:建設費の 1割 以内 ●補助金上限: 100万円 ・地域材使用: 20万円/戸		* 継続 の予定。 *地域材使用20万円の上乗せは休止する	
税制	長期優良住宅普及促進税制	住宅ローン減税 ● 10年間 で最大 400万円 の所得税控除(一般住宅は10年間で最大300万円)	2012年12月31日までの入居	● 10年間 で最大 300万円 の所得税控除(一般住宅は10年間で最大200万円)	2013年12月31日までの入居
		投資型減税 ●標準的な性能強化費用相当額(上限 500万円)の 10% 相当額をその年の所得税額から控除			2013年12月31日までの入居
		登録免許税 ①所有権の保存登記: 0.1% (一般住宅は0.15%) ②所有権の移転登記:戸建て 0.2% マンション 0.1% (一般住宅は0.3%)			2014年3月31日までの取得
		不動産取得税 ●課税額の控除額が 1,300万円 (一般住宅は1,200万円)			2014年3月31日までの取得
		固定資産税 ●120mまでの部分について、一戸建ては 5年間 、マンションは 7年間 (一般住宅一戸建ては3年間、マンションは5年間) 税額 1/2 軽減			2014年3月31日までの取得
	認定低炭素住宅促進のための特例措置	住宅ローン減税 ● 10年間 で最大 400万円 の所得税控除	2012年12月31日までの入居	● 10年間 で最大 300万円 の所得税控除	2013年12月31日までの入居
		登録免許税 ①所有権の保存登記: 0.1% ②所有権の移転登記: 0.1%			2014年3月31日までの取得
住宅資金贈与に関する優遇税制	住宅資金の贈与税非課税枠	●省エネ性または耐震性を満たす住宅は、非課税枠 1,500万円 (一般住宅は 1,000万円)	2012年12月31日までの贈与	●省エネ性または耐震性を満たす住宅は、非課税枠 1,200万円 (一般住宅は 700万円)	2013年12月31日までの贈与
	相続時精算課税選択の特例	●精算課税枠 2,500万円		*親の年齢が 65歳未満 の場合も選択可能な特例措置を2014年12月31日まで延長	2014年12月31日までの贈与

*リフォームについても、減税措置があります。詳細は「(社)住宅リフォーム推進協議会」HP等をご覧ください。

消費税率アップと住宅取得

*詳しくはP6へ

●2013年9月末までの請負契約→消費税率**5%**

●2014年3月末までの引き渡し→消費税率**5%**

2013年度の住宅関連施策をチェック

耐震改修、省エネ改修に新たな補助金

住宅関連の2013年度予算の概要について、国土交通省住宅局の伊藤明子氏にうかがった。



伊藤明子氏
国土交通省 住宅局
住宅生産課長

耐震改修に力を入れる

2013年度の重点施策として、耐震化の促進、省エネ・環境対策の推進、リフォーム市場・中古住宅流通の整備、地域における木造住宅生産の強化などが上げられます。中でも耐震化に関しては、「耐震改修に対する補助金の上乘せ」が実施されます。

住宅の耐震改修・建て替えには、すでに国と地方公共団体が23%補助する支援制度がありますが、「1戸当たり国と地方で30万円の加算」が緊急措置として、まず補正予算で行われます。これは2013年度末までの期限措置となる予定です。

住宅は、現行では耐震診断・改修に規定がありませんが、国会提出予定の「耐震改修促進法改正」では、多くの人が利用する建築物と同じ様に、住宅も耐震診断や耐震改修の努力義務の対象となります。それに伴って、補助をもう少し厚くしようということです。

省エネ新基準の仕様例を提示

今回の省エネ基準改正では、省エネ基準を断熱だけでなく、暖冷房や給湯などの設備も併せて一次エネルギー消費量として評価することになっています。住宅の省エネ性能を総合的に評価する点で、考え方のものが大きく変更されたと言

住宅の耐震改修に30万円の補助上乘せ



住宅の省エネ改修補助が復活

要件	壁、天井、窓などの省エネ改修、かつ10%以上のエネルギー消費量の削減が見込まれること
補助対象	1 省エネ改修工事費用 2 バリアフリー改修工事費用（省エネ改修工事と併せて行う）(2012年度補正予算から) 3 耐震改修工事費用（省エネ改修工事と併せて行う）(2013年度予算から)
補助金	1 補助率は1/3（耐震改修は11.5%） 2 上限は50万円/戸 3 バリアフリー改修または耐震改修を併せて行う場合は上限に25万円加算

省エネ改修の補助が復活

「住宅の省エネ改修」の補助が復活します。住宅エコポイントがあったので、しばらく

えます。新しい省エネ基準の施行は、住宅に関しては10月1日からです。経過措置期間を1年半おいて、完全施行は2015年4月1日からとなります。新基準では一次エネルギー消費量がメインになりますが、一次エネルギー消費量といっても工務店さんなどには分かりにくいと思います。新基準を達成する断熱や設備の仕様などを、10月までには提示したいと思っています。

新基準は低炭素住宅認定制度のベースになるとともに、今後は住宅性能表示や長期優良住宅などの基準とも調整することが必要になってくると思います。さらに建物の規模に応じて段階的にですが、2020年度までに新築に関しては住宅も、新基準への適合が義務化する予定です。

住宅関連の重点施策は継続

消費税負担増を緩和するため、「住宅ローン減税」は4年間延長し、2014年4月からは最大控除額を拡充します。給付措置をどうするかなども含め具体的な制度設計は、今年の夏までに明らかにする予定です。

消費税で注目すべき点は、請負契約の6ヶ月経過措置が適用されれば、2013年9月末までの契約は旧税の適用となることです。住宅については、消費税は実質上今年の10月から始まるとも言えます。ただし、住宅ローン減税の拡充措置は、あくまで2014年4月に消費税率が8%になることに伴うものであることに留意ください。

その他の重点施策はほぼ継続となります。地域材を活用した木造住宅の強化は「地域型住宅ブランド化事業」で引き続き支援を行います。ただ、林野庁の新しい補助事業の「木材利用ポイント」が始まるので、地域材活用の上乗せ補助は自粛します。「ゼロ・エネルギー住宅推進事業」や「中古住宅リフォームトータルプラン」なども継続となります。

ここが変わった「省エネ基準」

「一次エネルギー消費量」が評価基準の指標となる

大きく変わった住宅の「省エネ基準」の変更ポイントは何か。また事業者はどのような対応をしたらよいかを、国土交通省不動産流通市場活性化フォーラム委員の清水英雄氏に解説していただく。

設備に省エネ手法を加えた「二次エネルギー消費量」を算定

13年ぶりに見直しが行われた「省エネ基準」は、従来の外壁や窓の断熱性を仕様などにより評価する方法から、「一次エネルギー消費量」を指標として、建物全体の省エネ性能を総合的に評価する評価方法に変わった。外皮の断熱水準は、次世代省エネ基準程度とする。

「一次エネルギー消費量」は、外皮の断熱性能に加え、省エネ効果の大きい暖冷房、換気、照明、給湯、家電・調理のエネルギー消費量、太陽光発電によるエネルギー消費量削減などから算定する。

省エネ手法を加味した「設計仕様」の一次エネルギー消費量を、条件（地域区分や床面積など）を同じにした「基準仕様」の一次エネルギー消費量で割った値が1以下になることが基本。

断熱は「Q値基準値」から「UA基準値」へ

外皮の断熱性能は、「総熱損失量」（建物から奪われる熱量）を「延べ床面積」で割った「Q値」による基準から、「総熱損失量」を「外皮表面積」の合計で割った「外皮平均熱貫流率（UA）」による基準に変更された。この変更により、住宅の規模の大小や住宅の形状にかかわらず、同一の基準値を使えるようになった。また、今までQ値基準を満たす断熱材の施工が難しかった小規模住宅などは、設備の省エネ対策によって省エネ基準の達成が可能になった。また日射遮蔽性能については、「夏期日射取得係数」に代わり、外皮表面積当たりで算出する「冷房期平均日射熱取得率」が新指標となる。

なお、昨年12月に施行された「低炭素建築物」の認定基準では、低炭素住宅は新省エネ基準より10%以上の一次エネルギー消費量削減と低炭素化に役立つ対策を講じていることを求めている。

住宅の省エネルギー基準の改正点



一次エネルギー消費量



流通に期待される工務店へのサポート



清水英雄氏
清水英雄事務所株式会社 代表

今回の省エネ基準改正は画期的なものだと思います。日本の住宅産業の転換点となる改正とも言えるでしょう。「省エネを考えた良い家」から「省エネが数値に置き換わる家」を建てる新しい時代に入ったと言えます。欧米の省エネ表示は、一次エネルギー消費量が一般的ですから、これで世界標準となりました。数値計算が若干複雑で面倒ですが、それはより正確な省エネ基準値を出すためです。

これからは断熱性能を出すにも、外皮表面積計算や方位別計算など、大変になるのは確かです。だからと言って、「難しい」と投げかけてはもったいないと思います。これは一つのビジネスチャンスなんです。近い将来確実に、低炭素・ゼロエネルギー住宅の方向へ世の中は動きます。そして新築だけでなくリフォーム・中古流通、設備機器とあらゆる分野とリンクしながら、省エネ

のビジネスは広がっていくでしょう。そこで新たなビジネスをつかみ取っていただきたい。「今回の改正で工務店さんはいったい何に困っているのか」を、流通の方々に聞き出してもらうことを、期待しています。計算ができないのか、申請の手順が面倒なのか、もしかしたら消費者へ省エネ制度をどう伝えていいかわからない、ということもあるでしょう。あるいは建材から設備までセットで提案してほしいということかもしれません。こうした問題点を聞き出し、企業や業界にフィードバックし、サポート体制をつくる。これからは1社対応ではなく、業界全体でトータルな提案をしていくことが求められると思います。

消費税8%はいつから適用されるか？

「引き渡し時期」で税率は決まる

2014年4月と2015年10月に消費税率のアップが予定されている。消費税率の適用は、住宅引き渡し時期、請負契約時期によって変わってくる。

まず、消費税が課税されるのは、「住宅が引き渡される時期だ」というポイントを押さえておきたい。

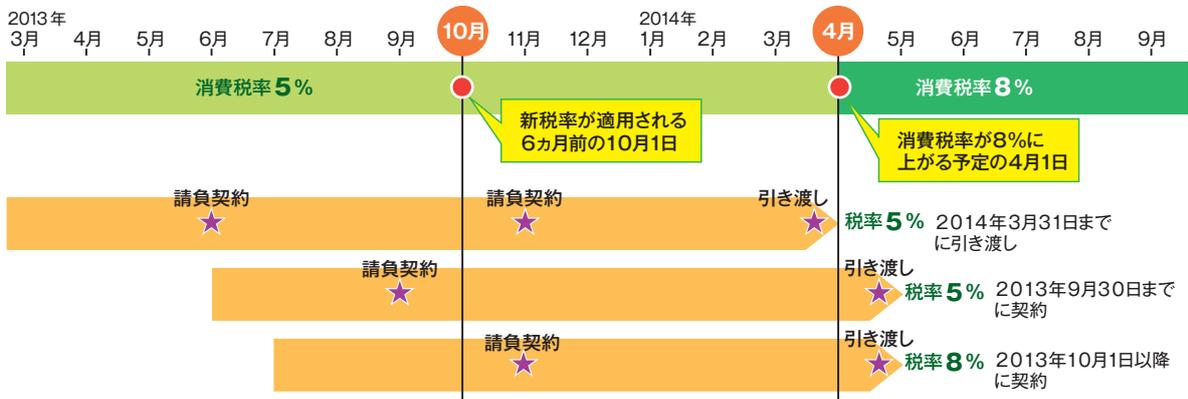
2014年4月1日に消費税率が8%に上がる場合、引き渡しは2014年3月末までの場合は現行の5%の消費税、4月1日以降なら消費税は8%となる。売買契約を増税前に結んでも、引き渡し日が増税後では、新税率が適用される。

「請負契約」の場合は特例あり

ただし、注文住宅など請負工事の場合には、「消費税引き上げ日の6カ月前までの契約について、旧消費税率を適用する」という、前回の増税時にとられた経過措置が、今回盛り込まれている。

この経過措置が適用されれば、事情は変わる。つまり、工事請負契約を2013年9月末までに結んだ場合は、引き渡し日が増税後の2014年4月1日以降でも、消費税率は8%ではなく現行の5%が適用される。(資材調達に関しては、売買契約のため経過措置の対象外となる)

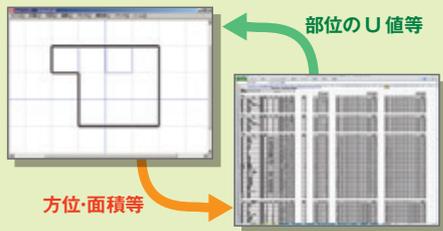
消費税と請負契約、引き渡しの関係（経過措置適用の場合）



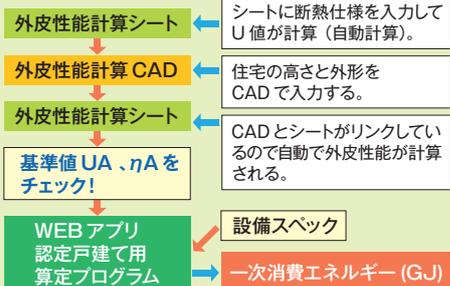
簡単便利!

「外皮性能計算システム」で自動計算

CADで入力し、シートで自動計算



「外皮性能計算システム」の仕組み



新しい省エネ基準は、外皮計算がたいへんだと言われている。手作業で数字を計算シートに入れていくと、膨大な作業となる。温熱環境上の区分と方位別に面積を拾い直すのも面倒な作業だ。住宅1軒分で計算に丸1日かかることもあると言われる。そのため、外皮計算サポートソフトがいろいろと出始めている。株式会社サードアイが開発した「外皮性能計算システム」もその一つだ。エクセルの計算シートと入力用のCADが連動し、自動計算を行う。計算シートに断熱仕様を入力し、自動計算を行う。

力するとU値(熱貫流率)を自動計算。次に、住宅の高さと外形、方位をCADで入力すると、自動で外皮性能が計算される。そこに設備スペックを加えれば、一次エネルギー消費量が出る仕組みだ。作業は1時間程度で終わる。価格は9万9800円(税別)。「外皮性能計算シート」と「外皮性能計算CAD」は、サードアイのホームページからダウンロードする(<http://www.3rd-eye.co.jp>)。また、工法やプランなどへの応用をサポートする講習会も開いている。

二重螺旋を上って下る 会津さざえ堂

福島県会津若松市

一般社団法人建設コンサルタツツ協会 会誌編集担当 塚本敏行

福島県
会津若松市



堂内最上部の太鼓橋



N

HK大河ドラマ『八重の桜』が好評のよ
うだ。会津藩の居城鶴ヶ城の天守閣から
北東約3kmの飯森山中腹には白虎隊士の
墓があり、多くの観光客が訪れている。しかし、そ
の参拝に向かう道の途中にひっそりと佇む小さな塔
を訪れる人は少ない。その塔とは、正式名称を「旧
正宗寺・円通三匠堂」といふ仏堂で、1796年に
建立された国指定の重要文化財である。

その巻貝のように渦巻いて見える外観から「さざ
え堂」と呼ばれるようになった。奇異なのはその内
部で、螺旋構造、それも二重なのである。

塔の高さは約16m、真上から見た形は六角形であ
る。正面から右回りの斜路が始まる。螺旋状に続く
斜路の勾配は20%程度で、床に多くの横木がすべり
止めに渡されている。天井までの高さは約100cm、
いわゆる一間程度で、幅はそれより少し狭い。すべ
て木で構成された斜路は窓から入る日差しと相まっ
て、木ならではのやさしい温もりを感じさせる。

斜路を一周半上ると最上部の太鼓橋と呼ばれる廊
下にたどり着く。そこを渡ると、上って来た斜路の
下を、今度は左回りに一周半下り、塔の背面から出
る。かつては、斜路の内側の壁に西国札所の三十三
観音像が祀られており、一度入ると巡礼を終えたこ
とになるといわれた。参拝者の流れをスムーズにす
るため、同じ所を通らずに、上って下る一本道にし
た実に便利な仏堂である。

これは、住職の郁堂和尚が二重紙縫りの夢を見
て、想いついたという。幅が一定につくられた斜路
を支え、六角形をつくる6本の芯柱と隅柱は、内側
にやや傾いている。その柱同士を、斜路と同じ勾配
の斜め材で繋いでいるため、接合部は極めて複雑で
ある。当時としては高度な技術が施されていること
は明らかで、郁堂和尚の発想もさることながら、そ
れを表現した棟梁の意気込みに敬服する。

付加価値創造に挑戦!

注目企業

を訪ねる

伝統と進化の融合で 海外消費者の心もつかむ 南部鉄器の老舗

及源 株式会社



代表取締役社長
及川久仁子さん



ジギスカン鍋や焼焼き器など暮らしを楽しめる鉄器がそろそろ

職人技のみに頼らず 数値化で鉄器作りの進化を図る

今を遡ること900年余り。奥州藤原氏が平泉に栄えた平安時代後期に、近江国(現在の滋賀県)より伝わった鑄造技術がこの地に根付き、南部鉄器の源流となった。岩手県奥州市水沢区には、当時の鑄造文化を継承し、庶民的で実質的な鉄瓶や鉄鍋を作り続ける鑄造業者が数多く集まっている。そして、及源鑄造株式会社も、江戸時代の創業より161年という長い歴史を刻む、老舗のひとつである。



南部鉄器の溶解・造型作業。砂型に流し込まれる鉄の温度は1500度にも達する

「鉄は表面温度が高く保温性が非常に優れています。そのため、鉄鍋で作る料理はうま味を素早く閉じ込めて逃がさず、鉄瓶の中のお湯はいつまでも冷めにくい。厚手の南部鉄器だからこそ成せる技と言えます。また、20年でも30年でも、100年でも使っていただけのも、鉄器の魅力の一つです。それに、壊れたら溶かして再生できる、エコな道具でもあるんですよ。しかし人々の生活は変化し、南部鉄器の良さは脇に置かれたまま、重いとかが、手入れが大変だという部分ばかりがクローズアップされるようになりました。だからといって、皆さんが求める利便性を追求し、軽量化するために鉄を薄くしたり、テフロン加工を施したのでは、南部鉄器の良さは失われます」

及川さんはまず、鉄器とは切り離せない。鑄の抑止による品質の向上に着手した。古くから鉄瓶には、高温の木炭の中で焼き、酸化皮膜を付けて錆びにくくする「金気止め」という手法が用いられてきた。豊富な木材資源と鉄との有機的な結合である。しかし、その手法は職人の手と勘に頼るところも大きく、不安定な面もあったという。

「そこで、錆や酸化皮膜に関する専門

家である、岩手大学の矢代仁先生にご指導をいただき、金気止めを進化させた緻密で均一な酸化皮膜を形成する方法を開発。伝統を超えた『上等焼き』製法を完成させ、特許を取得しました。また、寸法精度の高い鉄器作りのため、CADなどを用いた型のデジタル化にも挑戦しました。それまで職人の技にのみ頼っていましたが、数値化・見える化することで、高品質の鉄器作りの平準化が可能になったんです。数値を把握したモノ作りを行うことで、納期も格段に早くなり、在庫管理もスムーズになりました」

甘えを捨てる必要があったと、及川さんは言う。手作りの伝統工芸品だから、完成度にバラつきがあっても仕方がない。そのようなレベルに甘んじていては、南部鉄器は人々の生活からどんどん遠ざかる。賛同してくれた職人も多かったが、猛反発の姿勢



昔ながらの鉄瓶を守りつつ、商品開発も活発。上は発売開始2年で5万個を売り上げたヒット商品「タミさんのパン焼き器」

を崩さず、去っていった昔気質の職人も少なからずいたという。それでも、その痛みと引き換えての伝統工芸の進化は、必要なことだった。以降、及源の鉄器は品質、機能、そしてデザイン性を含め、国内外でこれまでに以上に高く評価されることとなる。

現代のニーズに流されることなく 「幸せな食卓のパートナー」を目指す

「技術革新は積極的に行っていますが、単・便利・使い捨てという現代のニーズに、闇雲に対応するモノ作りはしません。その代わり、使う人のライフスタイルをイメージした、新しい商品開発には力を入れています。飾り物ではない、「幸せな食卓のパー

及源では、売り上げ全体のおよそ2割を海外輸出が占めているという。日本人は、伝統的なものを使いにくい、という固定概念が強い。そのような環境の中で伝統工芸品を作り続けていると、自信をなくしてしまうこともあるという。だからこそ、海外市場と向き合い続けているのだと、及川さんは教えてくれた。

「とくに、伝統を尊重している欧州の方たちに受け入れられることで、伝統産業を守ることは間違いない」と、力をもらっています。「上等焼き」製法を用いた上等鍋などは、塗装がなくても錆びにくく、素材が再生可能という点から、環境への関心が高い海外で注目されています。「Baked Pan (裸の鍋)」というブランドネームで人気を集めているんですよ。こうした海外での評価によって、日本のお客様にも注目され

南部鉄器の良さを改めて知っていた機会にもつながっています。ただし、海外展開にはたくさんの外部スタッフの協力が必要です。そのため当社では、シエフやデザイナーなど様々な立場の方々と連携し、マーケティングを行っています。ひとつの地域で伝統産業を守り続けていると、どうしても視野が狭くなるので、積極的に他の業界の方とつながり、柔軟に情報収集することは、とても大切なことだと思います」

今後の最重要課題は、伝統の継承者の育成、であるという。

「職人が高齢化している今、若い人材の育成が急務ですが、時間もお金もかかるため一企業では難しく、行政の助けが必要でした。しかし、それを期待して待っているだけでは何も始まりませんので、当社では伝統技法の伝承プロジェクトを立ち上げ、独自に若手職人の育成を実施。これが行政の目にとまり、2012年から補助金を頂き、さらにもう一人職人の卵を育てることができています。日本の伝統に立脚してこそその伝統産業であることを忘れず、今後も進んでいきたいと思っています」



伝承プロジェクトの一期生である佐伯悠介さんは入社3年目



和と洋が融合したモダンなデザインと色合いが特徴の海外向け南部鉄器

「公共建築木造工事標準仕様書」を発行

業界ニュース

「公共建築木造工事標準仕様書」 (2013年版) 目次

- 1章 一般共通事項
- 2章 仮設工事
- 3章 土・地業・基礎工事
- 4章 木造工事
- 5章 軸組構法(壁構造系)工事
- 6章 軸組構法(軸構造系)工事
- 7章 枠組壁工法工事
- 8章 丸太組構法工事
- 9章 木工事
- 10章 防水工事
- 11章 石工事
- 12章 タイル工事
- 13章 屋根及びとい工事
- 14章 金属工事
- 15章 左官工事
- 16章 建具工事
- 17章 塗装工事
- 18章 内装工事
- 19章 断熱・防露、ユニット及びその他の工事
- 20章 排水工事
- 21章 舗装工事
- 22章 植栽工事

国土交通省大臣官房官庁営繕部は、低層の木造事務所などの官庁施設を建設する際の基準を定めた、「公共建築木造工事標準仕様書」を、2月19日に発行した。2010年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が成立したが、木造建築に関しては、住宅を対象とした統一基準「木造建築工事標準仕様書」しかなかった。しかし事務所用木造建築物は、3階以下の小規模低層であっても、住宅に比べ荷重がかかる。そのため、木造であっても事務所として使う場合は、構造計算が必要となる。

今回、工事仕様を全面的に見直し、国や独立行政法人が事務所などを木造化する場合の統一基準を新たに策定した。今まで使用していた「2010年版木造建築工事標準仕様書」から大幅変更となっている。仕様書では特に4章から8章の「木造工事」「軸組構法(壁構造系)工事」「軸組構法(軸構造系)工事」「枠組壁工法工事」「丸太組構法工事」の内容が大きく変更されている。また、新設の「防水工事」の章のほか、「木工事」から「植栽工事」まで14の工事を扱い、建具なども全面的な見直しを行っている。

軸組構法の材料について記載した項目では、製材は「目視等級区分構造用製材」「機械等級区分構造用製材」「広葉樹製材」「無等級材」などについて規定を定めた。仕様書は4月1日から適用される。内容の詳細は、<http://www.mlit.go.jp/common/000987961.pdf>を参照。

「HOUSE VISION」展 東京・お台場で開催中

住友林業ニュース



「家」を多様な産業の交差点として見立て、建築家・研究者・企業・行政が研究会を重ねてきたプロジェクト「HOUSE VISION」では、3月2日から24日まで、東京・お台場で「HOUSE VISION 2013 TOKYO EXHIBITION」を開催。今回のテーマは「新しい「現代の数寄屋」」

「HOUSE VISION 2013 TOKYO EXHIBITION」 会期：2013年3月2日～3月24日 11:00～20:00 (最終入場受付 19:30)
会場：ゆりかもめ(東京臨海新交通臨海線) 青海駅前特設会場

常識で家をつくる」というものだ。企業と建築家やアーティストが協働し、7つの展示ハウスを通じ、新しい住まいのあり方をさまざま提案している。

住友林業では、写真家で現代美術家の杉本博司氏とコラボレーションを行って、日本の伝統的なデザインを中古マンションの間取りに取り入れた「現代の数寄屋」と、利休作と伝えられる茶室「待庵」をうつつした「雨聴(たいあ)天」を出展している。

また、隈研吾氏設計による会場のメインストリートや共用テント内部などの木材調達、施工を担当している。木材は一般的に国内に流通する105mm角の国産杉材で、これを井桁に組み上げ、モニメント、デッキ、回廊、手摺、ベンチなど、有機的な空間を構成する。展覧会終了後は、東北の復興に役立てる材料として、再利用する予定。

【編集後記】

最近、風が暖かくなってきて、行き交う人々の服装からも春が近づいているのを感じます。季節の変わり目は体調を崩し易いといわれます。寒かったり暑かったり気温の変化が原因といわれていますが、実は違うようです。生活のリズムの乱れによる免疫力・抵抗力の低下がきっかけとなり、そこに気温の変化による自律神経へのストレスが加わり症状が現れやすくなるようです。こういうときこそ規則正しい生活・バランスのとれた食事を意識して過ごせるといいですね。(編集員SS)



編集室より 広告募集中!

広告掲載・製品紹介のご相談、誌面に対するご意見、ご感想は
建材マンスリー編集室専用アドレスまでお寄せください。



kenzai-monthly@sfc.co.jp

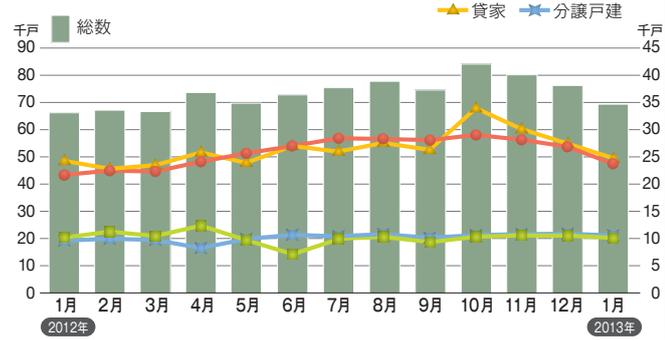
住友林業株式会社 木材建材事業本部 事業開発部 (三枝・齋藤)

表紙写真：住友林業 新百合ヶ丘モデルハウス

2013年1月の新設住宅着工戸数 △は減

		1月					12月	11月	10月
		対前月比 (%)		対前年同月比 (%)					
新設住宅計		69,289	△6,655	△8.8	3,305	5.0	75,944	80,145	84,251
建築主別	公共	672	△571	△45.9	△233	△25.7	1,243	1,508	2,421
	民間	68,617	△6,084	△8.1	3,538	5.4	74,701	78,637	81,830
利用関係別	持家	23,561	△3,187	△11.9	1,874	8.6	26,748	28,216	28,894
	貸家	24,649	△2,802	△10.2	393	1.6	27,451	30,106	33,939
	給与住宅	285	△16	△5.3	57	25.0	301	344	354
	分譲住宅	20,794	△650	△3.0	981	5.0	21,444	21,479	21,064
	うちマンション	10,067	△449	△4.3	△100	△1.0	10,516	10,583	10,334
	うち戸建	10,561	△297	△2.7	967	10.1	10,858	10,806	10,656
資金別	民間資金	60,957	△5,468	△8.2	3,481	6.1	66,425	68,920	73,039
	公的資金	8,332	△1,187	△12.5	△176	△2.1	9,519	11,225	11,212
	公営住宅	636	△572	△47.4	△247	△28.0	1,208	791	2,190
	住宅金融支援機構住宅	4,303	△488	△10.2	△346	△7.4	4,791	4,848	4,908
	都市再生機構住宅	0	0	-	0	-	0	177	71
	その他住宅	3,393	△127	△3.6	417	14.0	3,520	5,409	4,043
構造別	木造	37,307	△6,245	△14.3	2,190	6.2	43,552	45,749	46,368
	非木造	31,982	△410	△1.3	1,115	3.6	32,392	34,396	37,883
	鉄骨鉄筋コンクリート造	271	△30	△10.0	△117	△30.2	301	894	388
	鉄筋コンクリート造	19,117	144	0.8	524	2.8	18,973	19,268	22,976
	鉄骨造	12,473	△544	△4.2	681	5.8	13,017	14,060	14,371
	コンクリートブロック造 その他	36 85	△14 34	△28.0 66.7	△30 57	△45.5 203.6	50 51	90 84	91 57

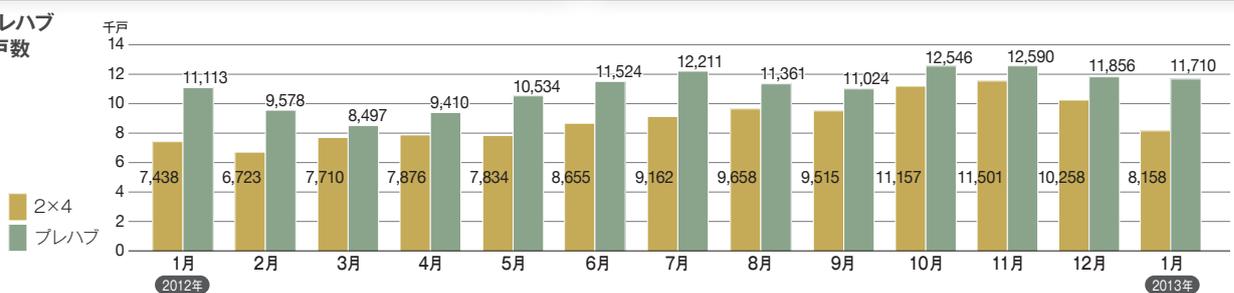
利用関係別戸数



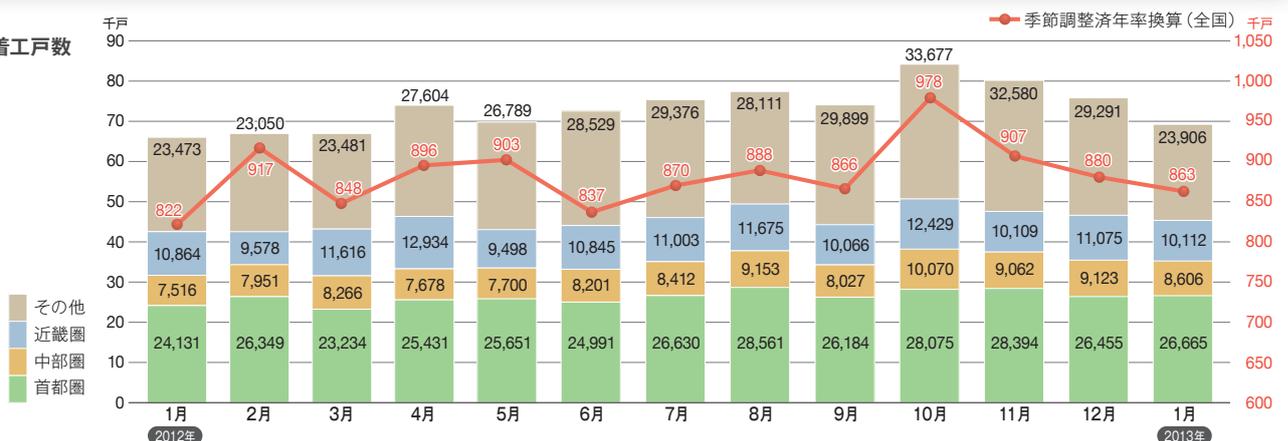
木造戸数



2×4、プレハブ
新設住宅戸数



都市圏別
新設住宅着工戸数



豊かな木質感と使いやすさへのこだわり

BeRiche

ベリッシュシリーズ——2013年新発売



BeRiche White [ベリッシュ ホワイト]



BeRiche Maple [ベリッシュ メイプル]

暮らしをもっと豊かに

豊かな木質感とコーディネートやすく、使いやすいラインナップ。

よりオーガニックに、よりナチュラルに。インテリアは「シンプルスタイル」から「ナチュラルスタイル」に変化しつつあります。
 当社は、木本来の表情と質感にこだわり、よりナチュラルなコーディネートが可能にしたBeRicheを発表します。



BeRiche Oak [ベリッシュ オーク]



BeRiche Cherry [ベリッシュ チェリー]



BeRiche Walnut [ベリッシュ ウォルナット]